

第6回 京都市上下水道料金制度審議委員会

次 第

開 催 日 平成24年8月27日（月）

開催時間 午後2時～4時（終了予定）

開催場所 京都J A会館 5階 505会議室

1 開 会

（1）委員長あいさつ

（2）会議の公開等について

2 審 議

上下水道料金制度について

3 次回の予定

4 閉 会

<配付資料>

次 第

出席者名簿

配席図

資料1 京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

資料2 第5回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

資料3 上下水道料金制度の資料（PowerPoint 資料）

第6回 京都市上下水道料金制度審議委員会 出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 等	出欠
おお はし よ し え 大 橋 仔志栄	京都市民生児童委員連盟理事	出席
おか やま か よ こ 岡 山 佳代子	上下水道サポーター*	出席
おく はら つね おき 奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事	出席
こ ばやし ゆ か 小 林 由 香	税理士	出席
◎ ふじ い ひで き ◎ 藤 井 秀 樹	京都大学教授 (大学院経済学研究科)	出席
まつ あき あつし 松 明 淳	社団法人日本水道協会調査部長	出席
○ みず たに ふみ とし ○ 水 谷 文 俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)	出席
やす だ けい こ 安 田 桂 子	京都市地域女性連合会常任委員	出席

◎ : 委員長, ○ : 副委員長

* 上下水道サポーターは、施設見学やレポート提出等の活動を行う上下水道モニター (毎年度, 市民の皆様から公募。任期は当該年度) をされた方のうち, 引き続き, 上下水道事業への御協力を頂いている方です。

◆ 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局次長 谷口 義隆

// 技術長 鈴木 秀男

// 総務部長 向畑 秀樹

// 総務部経営改革担当部長 小田 久人

// 技術監理室長 三上 昌行

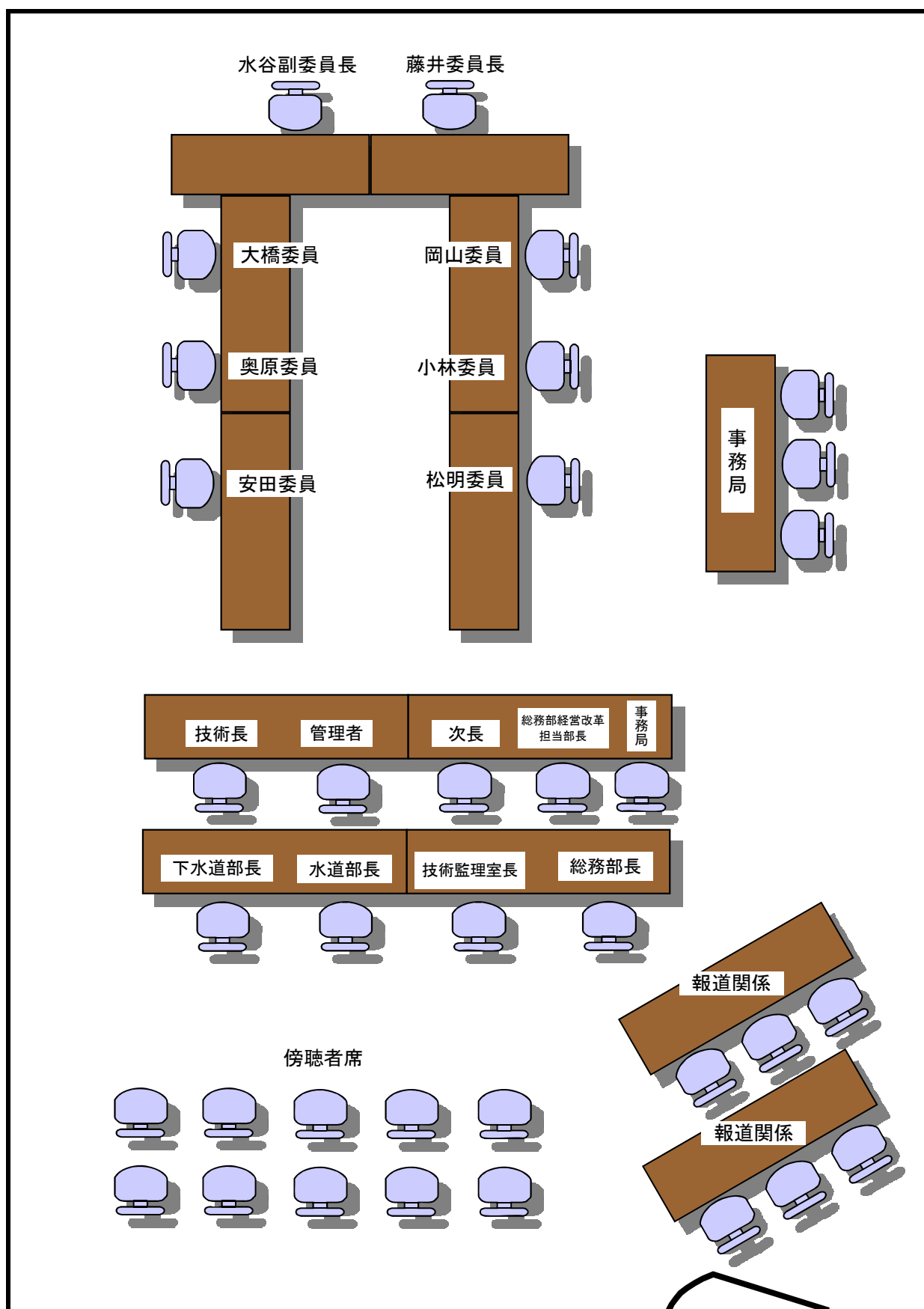
// 水道部長 三田村 晃

// 下水道部長 出口 勝徳

◇ 事務局

上下水道局総務部総務課

第6回 京都市上下水道料金制度審議委員会 配席図



京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道料金制度審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から実施する。

第 5 回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

日 時 平成 2 4 年 7 月 3 1 日（火） 午後 2 時～午後 4 時 2 0 分

場 所 京都 J A 会館 5 0 5 会議室（京都市南区）

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

大橋 忒志栄（京都市民生児童委員連盟理事）

岡山 佳代子（上下水道サポーター）

奥原 恒興（京都商工会議所専務理事）

小林 由香（税理士）

◎ 藤井 秀樹（京都大学教授（大学院経済学研究科））

松明 淳（社団法人日本水道協会調査部長）

○ 水谷 文俊（神戸大学教授（大学院経営学研究科））【欠席】

安田 桂子（京都市地域女性連合会常任委員）

◎ 委員長，○ 副委員長

2 京都市

公営企業管理者上下水道局長，次長，技術長，総務部長，総務部経営改革担当部長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長

事務局（総務部総務課）

次 第

1 開 会

（1）委員長あいさつ

（2）会議の公開等について

2 審 議

上下水道料金制度について

3 次回の予定

4 閉 会

内 容

1 開 会

(1) 委員長あいさつ

委 員 長： 前回の委員会では、市民意見募集の結果も踏まえつつ、上下水道料金制度のうち、基本水量を中心とした審議を行った。今回は、基本水量と水量区画の審議を継続するとともに、基本料金・基本使用料、逓増度も含めた、料金表の基本要素について、更に深い議論を進めていきたいと思う。

なお、本日は、水谷副委員長が欠席であるが、委員の定足数は満たしており、委員会の会議が成立していることを確認する。

(2) 会議の公開等について

委 員 長： 本日の会議は公開とする。

委 員 長： 前回の議事録を資料2として付けており、簡単に内容を振り返る。

第4回委員会の審議では、まず、4月から5月にかけて実施した市民意見募集の結果について、報告を聴き、意見交換を行った。全般的に「今のままでよい」という市民意見が多く、現状に対する満足度の高さを示す結果となっているが、審議委員会としては、その結果も十分踏まえながら、制度の主旨や経済の理論といった視点から、より良い、あるべき料金制度を目指して審議を進めていく必要があると、再確認した。

次に、上下水道料金制度について、基本水量を中心とした審議を行い、様々な事例や考え方、さらに、その理念の整理を行うとともに、原理原則に関わる問題提起も頂いた。今回は、この審議の継続も予定している。

2 審 議

上下水道料金制度について

委 員 長： 本日は、4つの項目、「基本水量」「水量区画」「基本料金・基本使用料」「逓増度」について検討することを予定している。資料について、事務局から説明をお願いする。

事 務 局： 資料の説明（資料3 上下水道料金制度の資料（PowerPoint 資料））

委 員 長： ただいま事務局から、本日の審議の対象である4項目についての資料の説明があった。この4項目は、料金表の基本要素となっており、相互に大きく関連しているため、順番に一つ一つを、個別に採り上げて検討するのではなく、1つの項目を検討する中で、関係する別の項目についても考える、という形で全体を関連させて進めていきたい。

それでは、資料に関する質疑も含めて、御意見を願います。

委 員 長： 水道の基本料金について、スライド16にある他都市比較の表で口径200mmと13mmの倍率を見ると、倍率の高い都市とそうでない都市とに分かれている。事

実としてこのようであることは分かるが、こういった考え方で、これだけの違いが出るのか。

京 都 市： 口径が大きくなるほど基本料金が高くなっている都市の間でも、その口径別の料金格差、倍率は様々に設けられているが、その理由の一つには、基本水量の付与量の違いがある。札幌市では、口径 100mm の基本料金 244,000 円に基本水量 500 m³が付与され、その分の水量コストがこの基本料金に含まれていると思われる。これに対して、京都市では、50 や 75、100mm などの口径でも一律に基本水量が 10 m³であり、このために違いが生じている。

委 員： スライド 14 では、課題等として、上下水道事業は固定費の割合が大きく、基本料金・基本使用料から十分な回収ができていないとある。基本的には、固定費の部分は基本料金・基本使用料で回収すべきということだが、現実にはそうはなっていない。その中で、川崎市、横浜市、大阪市のように、口径に関わらず料金が均一であるのはどのように考えたらよいのか。

京 都 市： 他都市の状況なので、よく分からない部分もあるが、一つヒントになるのは、下水道については全ての都市で均一の基本使用料となっていることである。この場合、固定費をどこから回収するかというと、口径によって格差を付けるのではなく、大口の利用者に従量使用料の方で負担いただくという考え方を採っている。川崎市、横浜市、大阪市では、水道にもそのような考え方を導入し、基本料金は均一にする、しかし、大口の利用者に相応の経費の負担を求めるため、逓増度を上げて、従量料金をより多くお支払いいただく、としているのではないか。

委 員： 難しい内容であるが、そのような説明のとおりだと思う。

委 員 長： 少し教科書的な補足をすると、公共料金は料金原価主義といった考え方が採られている。経済理論におけるそもそも論として、原価を反映した料金を適用することによって、社会全体の資源が効率的に運用されるということになっている。そういった観点から水道料金を見ると、スライド 19 などにあるとおり、コストに占める固定費が 95%以上と圧倒的に多く、実行可能性を無視すると、95%を基本料金で回収し、残りを従量料金で回収することになるが、これは現実論としては難しい。95%を占める固定費を基本料金に算入することが現実的ではないという考え方に立つのであれば、スライド 24 の京都市のように、基本料金の部分を圧縮し、その分、従量料金を増やすこととなる。

このような場合、一つの問題は、所得移転が起こることである。これは、固定費が多く掛かっているところで固定費を回収できないため、どこからその分を回収しなくてはならないが、水道料金には基本料金と従量料金しかないことから、基本料金で回収しきれない固定費の分は、従量料金で回収するしかない。従量料金は使った量に比例するので、利用者が基本料金の圧縮部分を補填するだけの従量料金を払っていれば所得移転は生じないが、そうでなければ所得移転が生じ、ここに一定の調整が必要とされる。まずは教科書的なそもそも論で大きな枠を作っておいて、しかしそれをそのまま実施するのは現実的ではないので、調整を施

すという考え方である。そもそも論がないと、どこに手を加えるべきかといったポイントが明らかにならないので、調整の施しようがない。どこの部分にどれだけ調整を行ったかを把握しておくというのが、非常に重要になる。

もう一つは、経営の安定性の問題である。固定費というのは使用水量が多くても少なくともコンスタントに発生する経費であるが、変動費は使用水量に応じて変動する。コンスタントに回収しなければいけない大部分の経費を、水需要の多い少ないに影響を受ける従量料金で回収する仕組みというのは、経営の安定性から見ると相当に問題がある。これまでの委員会でも、強く主張されていた内容であったと思う。

委員： 経営の安定性を考えると、管の口径ごとにおそらく使用量も異なるであろうから、口径別の基本料金の違いは合理性がある。そういった中で、口径別の基本料金の違いを設定しない都市がどういった考え方を採っているのか知りたい。

委員長： 口径別の基本料金を設定しない都市は、おそらく従量料金が相当な割合になり、かなり激しい逓増度になっているのではないかと。

京都市： 逓増度を示す資料のスライド 27 を見ていただくと、京都市の 3.9 に対して、川崎市 5.0、横浜市 4.7 となっており、従量料金から回収する仕組みとしているように思われる。

委員長： 御存知であれば教えていただきたい。日本水道協会は、基本的にこういった考え方で、各自治体の水道料金や料金制度を指導されているのか。

委員： 協会の指導としては、水道料金や総括原価主義などについて要領等を作成している。その中で、最終的に事業経営を充足させるような経営環境を整えるということになる。

委員長の御指摘のとおり、基本料金が少額である場合には、従量料金の逓増度が大きくなっており、そちらで回収するようにしている。そういう意味では、基本料金の設定に関して、口径別であろうが均一であろうが、経営が成り立つのであれば結果的にどちらでもよいことで、各事業体がなぜそのような方法にしたかという質問に対しては、明確に答えることが難しい。

委員： 料金体系を審議するに当たって、逓増度だけを切り離して議論しても意味がないようである。料金体系を全体として捉えて、原理原則をしっかり押さえて審議していかなければならない。

委員長： 基本料金に関するポイントの一つについて、少し御議論いただいたところだが、整理すると、自治体によって、基本水量、基本料金をどう設定するかというポイントに関して、基本水量 0 であったり、均一の基本料金であったりとかかなり多様性がある。なぜ、そこに至ったかという理由については、自治体によって異なっていると思われる、次回以降、他の大都市の事例などについて、事務局から紹介等をお願いしたい。

論点整理に際して、全体の原価を料金に反映する総括原価主義と、発生したコストをできるだけ料金に反映させる料金原価主義に照らしてみると、基本料金を

もう少し厚くするということになるのではないか。口径を一つの基準にしながら格差を付けて、基本料金をもう少し厚くする。先ほどもあったとおり、基本料金の問題は逡増度の問題と関わってくる。基本料金を厚くするというのは、従量料金の逡増度をもう少しフラットなものにするということに繋がる。以上が、とりあえずの道標になり、その後どういった調整が可能かどうかを考える。

委員：口径別とは異なる、用途別の料金体系というものもあるが、最近の傾向として、メーターの口径という客観的尺度を採用している口径別料金の方が、負担の公平性からみて用途別料金より好ましいとしている。近年は、口径別料金を採用する自治体が増加する傾向にある。

委員長：用途別というのは、一般家庭向けや事業者向けということか。

委員：そのとおりである。

委員長：今の御議論の流れからすると、基本料金を厚くする、大口径に関しても厚くするというまとめになると思われる。次回の検討項目に関連するが、地下水利用によって使用水量が想定より少なくなっている大口径の利用者について、京都市では約 9 億円の機会損失が出ているということも勘案しながら、現状に適した基本料金の設定を考える必要がある。

これまでの議論について、利用者の立場でどのように考えられているか御意見をお願いしたい。

委員：一般利用者として、前回から、基本料金は基本料金としてあったうえで、使った分だけを従量料金として、負担するのが一番よいと考えている。ただし、生活用水を供給するという使命を考えると、現在の基本料金の基本水量 10 m³に当たる部分くらいまでの従量料金は比較的安くするということが必要であると思う。

委員：これまでどおりの安い基本料金に、使った分の従量料金を上乗せするのがよいと思う。

委員：一般家庭では、節水意識が高まり、水道料金も減っている。基本水量を 0 にして、使った分だけ負担する仕組みを私たちは受け入れられるが、大口の利用者はどのように受け取るのか、上下水道局はどうなるのか気になる。これまでどおり基本料金を安くしたうえで、使った分だけ負担するというのがよい。

委員：水道料金制度が作られた当時は、昨今のように大口径の大口需要者が水道を使わなかったり、企業が倒産などで減っていくことにより、大口径の施設維持に見合う料金収入が得られないという事態が想定されていなかったと思う。川崎市、横浜市、大阪市などの大都市では、おそらくそういった時代の制度が改定されずに現在に至り、逆に東京などは時代の変化と共に制度が改定されてきたのかなという印象を受けた。京都市の場合、口径別に料金が設定されているので、経営面で考えた場合、安心するところであるが、今後も安定した経営を行うには、基本料金の部分を厚くしていく必要がある。中長期的な観点からは、一般家庭に配慮しつつ、大口径の利用者の料金を若干上げていくのが望ましいと考える。

委員長：これまで 30 年間、大きな見直しがなかった料金体系について、どのような負

担関係に改めれば現状にマッチしたものになるかの審議である。一つは、シビル・ミニマム、市民生活に必要とされる最低限の生活環境基準というものへの配慮が必要であること、また、中長期的な視点では現状の料金制度に経営面での問題が生じているという重要な指摘もあった。

スライド9にあるとおり、水量が0～10 m³、11～20 m³の範囲での利用者が増えている。これは、使用水量が全体として減少していることを示しており、従量料金でコストを回収することが次第に難しくなっていることを意味している。さらに、上下水道は日常生活に不可欠なライフラインとして、その維持管理には多額の固定費が発生するが、この固定費のうち基本料金で回収できない部分について従量料金で回収することの限界が現れてきている。こういった趣旨からの御指摘であったと思う。

委員： 先ほど、水道の料金体系において、用途別より口径別を重視するのが最近の傾向という説明があったが、これはどのような考え方によるのか。

委員： 全国的には用途別が46%、口径別が42%となっており、両者が拮抗しているように見えるが、用途別は減少、口径別は増加傾向にある。考え方としては、口径別の方がより客観的であり、精度の高い料金設定の方法であるとされていることの表れかと思う。

ここで、大きな水道事業の流れについて紹介したい。近代水道は120数年前に横浜からスタートしている。近代水道には3つの定義がある。① 鉄管を使用、② 薬品で消毒、③ 密閉管の中で圧力をかけて供給している、ということである。昭和40年代の高度成長期において都市部に人口が集中し、水道事業への投資負担が大きくなった。こういった中、受益者負担の考え方から加入金という制度が設けられ、現在、80%の事業体で採用されており、水源開発の財源などに充てられてきた。そういった中で、用途別、口径別の料金体系により、正確に必要な料金を頂くという事業者の発想が出てきた。当時は水がよく売れていたが、昭和53年と平成6年に全国的な大渇水を経験し、節水意識がだんだん高まってきた。最近の状況を見ると、「京(みやこ)の水ビジョン」91ページの「1戸1箇月当たり使用水量」のグラフにもあるとおり、京都市においても使用水量が減少している。また、その下の水道料金収入の折れ線グラフを見ても、京都市の料金収入は平成14年頃から減少している。これは使用者の節水意識に加えて、節水機器の普及も大きな要因である。以前にも御紹介したが、トイレについては、昔は1回あたり18リットルを流していたが、最新のトイレでは4.3リットルというのも出てきている。さらに、大口水道利用者の水道離れが拍車をかけている。病院や大型スーパーなどで、浸透膜という安価な浄水装置を導入し、地下水利用専用水道に移行する動きが見られ、京都市においても年間約9億円の減収とのことである。これは全国的な傾向である。こういった水が売れない状況の中で、施設の維持管理、更新のコストを賄っていくための適切な料金収入を、料金制度と併せて考えていく必要がある。

もう少し例を出すと、日本一大きな琵琶湖の貯水量は275億 m^3 とされている。全国の水道事業者が年間に供給する水の量が160数億 m^3 で、琵琶湖の貯水量の約6割である。水の供給量は毎年減少しており、平成21年度では6,000万 m^3 減少した。これは長野県の諏訪湖の貯水量に相当する。毎年これ位の水が売れなくなっているという実態がある。

日本水道協会では、平成8年に出した料金算定要領の答申において、基本水量は廃止の方向という方針を決めて、全国的に指導してきた。一方で、昨今の節水や地下水利用などの状況を考えた場合、基本水量を引き上げることも含めて、今一度、料金制度を考えてみてもよいのでは、という意見もある。

委員長： 水需要が減少してきているが、全ての使用水量が地下水に移行して、水道事業の市場がなくなってしまうということには決してならない。東日本大震災でもライフラインが止まって一番困ったのは水であった。市民生活、経済活動に必要不可欠なライフラインである上下水道サービスを、市場が収縮する中で安全、安心、安定を旨として提供するために、どう維持管理していくかという観点からの重要な御指摘だと思う。

これまでの議論を整理すると、基本料金については、少し厚くする必要があること、基本水量については、時代の産物であり現状ではなかなか説明が難しい制度であるが、シビル・ミニマムの保障という観点からは一定の役割を担っているものであり、当面はそうした側面について政策的配慮をする必要があること、逓増度については、基本料金、基本使用料とセットとなり、基本料金を厚くすれば結果的にフラットなものになるということ、また、利用者の立場からは、分かりやすい料金制度ということで、現状の仕組みを急に大きく変えない方がよいというような意見もあった。さらに、本日の審議項目ではないが、地下水を併用する大口径の利用者には応分の負担をお願いする、ということにもなろうかと思う。これまでの御議論で、基本水量、基本料金・基本使用料、逓増度について、基本的な方向性が見えてきたように思う。

委員長： 日本水道協会では、全国水道事業者の指針となる料金についての考え方を示した水道料金算定要領の中で、平成8年から基本水量制は原則廃止することを全国的に投げ掛けている。そして、最近の節水意識の高まりに加えて、スライド5にあるとおり、基本水量を8 m^3 や6 m^3 、5 m^3 、更に0とする事業者がだんだん増えてきている。その中で京都市でも基本水量を下げる方向にあるのかなとは思いますが、先般の市民意見募集では「今のままでよい」という答えがずいぶん多かったところであり、その辺りをどう考えていくのかが問題としてあると思う。

基本水量について、協会の方針はそのようであり、また、学識委員は経済学的、経営学的に考えておられると思うが、その一方で、長い歴史の中でこうして用いられてきた基本水量は、それなりに意義を持つものとして存続してきた部分もあると思われるので、このような観点からの研究も重要ではないかと考えているところである。

委員：福祉関係の活動で高齢単身者の方に多く接しており、そのような立場から申し上げる。基本料金を厚くしていくという意見に対しては、私も同意見であるが、単身者といっても、気楽に裕福にされている方もあれば、生活保護を受けながら精一杯生活されている方もおられるので、そのことも少し考えていただく必要があると思う。節水意識とか節水器具がこれだけ出てきたので、水道の使用量が少なくなるのも当然のことであり、そういった中でやむを得ない部分かもしれないが、おひとり暮らしの方への影響がどのようになるか気になった。

委員長：基本水量をなくすとか下げるということをした際に、元々使用水量の少ない方については値下げに作用する可能性が強いと思う。基本水量は、その範囲内では使っても使わなくても固定的な料金負担が生じるので、これを引き下げれば、使用水量が少ない人は、従来の基本料金に含まれていた基本水量部分の料金が軽減されるので、そこだけ見ると、むしろ値下げに作用するのではないかな。

委員：全体的に水道料金が上がった場合でも、料金は変わらないということなのか。

京都市：水道水の平均単価150円のところを10㎡までは87円で使っていただいているという、小水量の方に配慮して安く提供するという今の状況を守って欲しいという御意見であると考えます。この委員会の中で、基本水量を含めてどういう制度を作るかといった議論を受け、次に京都市として、上下水道事業を展開していくうえで収入総額をどう確保するかという議論があろうかと思う。これについては、この場で議論していただくものではないが、今言われているような制度上の配慮は当然のことながら必要であろうと考えている。市民意見募集の結果でも出ているように、今の制度をあまり変えて欲しくないという根本的な意見がある中で、その部分については守っていくべきだと考えているので、事業者として検討し作成していく新たな料金表の中でも、そういった面でも対応していかなければならないと考えている。

委員長：全体の料金水準の話と基本水量の話について、事務局から少し説明してもらえればと思う。この点について疑問を持つ方がおられると思う。

事務局：基本水量を下げると、委員長の御指摘のように、多少、料金が下がる方向に働く部分があると考えられる。先ほど基本料金でしっかり収入を確保という議論に対して、基本料金が上がるということをお心配されたのかと思う。その辺りは、確かに様々な要素によって上がる下がるということになるが、その中でも現在、基本水量は1㎡当たり単価87円という非常に安い価格を設定しており、この生活用水への配慮という点は行政、公の役割として絶対外せない部分なので、ここをしっかりと持った中で、料金体系を考えることが必要である。そのうえで全体額の料金水準をどうするかは、別途、事業者としての収支見通しの中で検討を進めるという整理をしている。

委員長：料金が上がるか下がるかというのは、いろんな前提を置かなければ議論できない問題なので、なかなか難しい。前半の議論で出てきた基本料金、従量料金、逓増度について、市場が縮小する中で安全・安心・安定の確保というミッションを

達成するためには、教科書的な発想からすれば、基本料金を少し厚くするということになる。しかし、その際に基本水量を廃止するとその分の収入が減るため、値上げの必要が生じるが、これは従量料金をどう設定するかということにも影響する。

基本料金を厚くすると同時に、仮に基本水量を全廃したとすると、一人暮らしの御老人や単身者の方々の負担が増えるかどうかだが、そこは、色々な政策的配慮が必要な部分であり、色々な要素を総合的に判断したうえで、最終的に妥当な結論を導き出すことになる。

委員： 先ほどの委員のお話を受けてであるが、私の周りでも、やはり高齢者や、一人暮らし世帯が多くお住まいである。そもそもこの基本水量が標準世帯として4人家族1箇月分の約半分を10m³としたという考え方からすると、現在では、単身の世帯、高齢者の世帯に対する配慮として、10m³を見直すとしても、一定の基本水量を残すことは必要ではないかと思っている。全体的な料金体系の中では、基本料金を厚くしていくことが、この先の経営の安定化にとってすごく大事なものとなるが、一方で、やはりシビル・ミニマムというか、生活用水への配慮の観点から、口径別で小さいところの基本料金については上げ方を少し工夫し、他と同じようなスライドにしないことは、この委員会で議論しておく必要はあるのかなという気がしている。

京都市： 関連する数字を参考に御紹介すると、例えば、平均世帯人員、これは標準世帯とは別の話であるが、京都市で昭和55年、30年前の平均2.82人から、平成22年度では2.16人と変化している。ところが一方、世帯数自体は52万5千から平成22年は68万2千と増えている。人口は大きく変わっていないので、世帯数が増えている分、平均世帯人員が減っているということになる。

委員： 基本水量については、もう少しよく考えてみたい。ところで、逓増度に関して、各種公共料金の料金体系の表が今回の資料に入っているが、従量料金の部分を見ると、ガス料金だけが逓減制となっている。これはどういう理由であると考えられるのか。

京都市： 一般的にはやはり逓減制という、規模のメリット等で使えば使うほど安くなるというのが原則である。それからすると、詳しく聞いたわけではないが、水道のほか電力も、何か別の理由によって使えば使うほど単価が上がる、ということになっているのではないかと思われる。逓増制というのは、水道では、資料の最後にあるように、水資源の有効利用や、政策的に大口需要者に一定負担の上乗せということによって、原則ではない逓増制になっている。電力については、資料に掲げているのが標準的な一般家庭なので、それをもって従量料金全部がカバーされているわけではないなどの事情もあるかとも思われ、その辺りは、また問い合わせ等をしていきたい。

委員： 逓増制について、正直ちょっと引っ掛かるところがあり、大口利用に対して安く供給する、大量に使っていただく場合に安く供給するのが、一般的な常識のよ

うな気がしている。先ほどの議論に戻るが、このために、基本料金との関係が問題になってくると思う。逓増制ありきというのは、どうなのかと気になっている。

委員長： 逓増制というのは、経済理論という限界費用価格形成といわれる仕組みで、需要が増大していったら、設備をコンスタントに増やしていかないといけない時代の、新設・増設コストである資本費のプラスアルファ分を需要の大きい利用者層に負担いただくという考え方である。水道事業が安定的な市場となっている現在、このような考え方は時代にマッチしていないかもしれない。その部分を御指摘されたのではないと思う。先ほどの御議論にもあったが、逓増度については、もう少しフラットにしていくということが、方向としてはあるのかなと思う。

時間の関係もあるので、基本水量について確認しておきたい。前回までの議論として、経済理論的には説明しにくい部分であり、また、事業者に対してシビル・ミニマム的な考え方は適用しにくいということがあった。それから委員からは、日本水道協会の全国的な指導として、基本水量が歴史の産物であって、現状においては廃止の方向が示されているということであった。したがって、それが大きな議論の方向性になっていると思われるが、委員の方から、料金の低廉化に関して一定の役割を果たしている制度なので、廃止という将来的な課題を見据えつつ、政策的に残していくこともあるという御指摘も頂いた。中長期的には廃止ということが考えられる方向性だと思うが、市民意見募集の結果から考えても、今日明日に全面廃止することは現実的ではない。また、料金の低廉化に現在も一定の役割を果たしていることを勘案すると、例えば基本水量を減らすことが、制度整備のファーストベストではなくても、セカンドベストのあり方であると考えることができる。

このほか、水量区画についても御意見をいただければと思っている。今日の資料では、例えば5ページに、水道と下水道があるが、何が問題かと言えば、まず区画が0～10 m³、11～20 m³、21～30 m³というところで利用者が非常に多く、31～40 m³からは極端に少なくなっている。これは、先ほどの料金原価主義、コストの発生状況をできるだけ正確に料金に反映させる観点からすると、使用水量の大きいところは利用がほとんどないのだから、区画を細かく分けてもあまり意味がない。こういう上の方の区画はどのような括りにするのが適正かという問題がある。逆に使用水量の小さいところ、30 m³以下のところには現行制度では2つしか区画がないのに、そこに多くの利用者がひしめき合っている。親切的な料金体系を考えるとすれば、30 m³以下のところで現状に見合った細かい区画を設けるということになる。下水の方は、現状、だいたい水道とパラレルな関係となっている。

委員： 0から10立方メートル単位で刻んであるが、その辺りは技術的な問題なのか。もっと小刻みにはできないのか。例えば5立方メートル刻みにすることは可能か。

事務局： 技術的には可能であるし、他都市でもそのような細かい単位で区画分けしているところもある。

委員： スライド 9 で見るように、 $11 \sim 30 \text{ m}^3$ というのが一つの区画になっており、これを半分に真ん中で分けるとすると料金が変わってくると思うが、今ある料金体系の中での料金を按分して上位の方と下位の方で分けたときに、料金の総収入額はどうか。

事務局： 区画を分けるということは料金単価を分けるということであり、どのような単価を設定するのかによって料金収入の総額は増減し得る。

委員： 特に多く使用されている小水量の区画を細分化した方が、使用量に対して適切な料金が設定され、より精度の高い料金体系になると思う。

京都市： まさに多くの使用者がいる区画において、きめ細かい単価設定をすることで、逓増的な料金体系の下では、より実態に合った御負担を頂けると考える。

委員： 私自身もそのように考えており、これは、委員会の意見として表明するべきであると思う。

京都市： 先ほど、委員から御指摘いただいた逓増制の問題は、やはり過去からの経緯がある中で、急に大幅な変更を行うことは難しく、また、仮に、逓増度をなくしてフラットにすると、標準的な家庭や一人暮らし世帯に大きな負担が生じてしまう。

基本水量については、設けていない都市でも基本水量に相当するところの単価は5円とか10円というようになっており、実は、結果として最低単価は京都市とそれほど変わらないようになっていることを補足しておく。

委員： 単純に経済理論的に考えると基本水量は残さなくてよいと思うが、例えば広島市のような廃止という方針に急転換するのは、京都市には馴染まないのではないかと。また、基本料金というものは重要であると考えているので、基本料金を減らして、使用した水量を基に従量制のみとすることはいかがなものかと思う。

基本料金を厚くしていく中で、過去からの経緯で事業者はどうなのかという意見もあると思うが、事業者とはいえ、やはり仕事中に従業員も水を飲んで生活しているということを考えれば、家庭用と同様に、 10 m^3 でなくても構わないので、最低限の基本水量を残すのが個人的にはよいのではないかと考えている。

委員長： 本日設定している4つの議題について御審議いただいた。前回から継続の審議事項も含めて整理していきたいと考えている。

まず、委員の皆さんの一番の懸念材料として、上下水道事業を、安全、安心、安定を確保しながら、長期的にどのように維持していくのかという問題がある。この問題については、基本料金に関連して多くの御意見を頂いた。水需要が収縮していく中で上下水道事業を安定的に維持していく方法については、教科書的には何十年も前に答えが出ており、それは、現状に見合った基本料金を設定することである。ただし、この考え方をそのまま適用するのは現実的ではなく、実際には様々な政策的配慮がなされてきた。例えば固定費の配分を少なくして基本料金の金額を抑える、公衆衛生的な観点から基本水量を付与する、従量料金でより多くのコスト回収を図るため逓増度を大きくするなど、色々な調整を加えてきた。ところが現行制度の枠組みが出来上がってから約30年が経過し、現在では、社会

状況や利用実態が大きく変化している。そのような変化を踏まえ、これまでなされてきた調整を少し緩める方向で、制度整備を考えるべきではないか、つまり基本料金を厚くしたり、従量料金の逡増度をフラットにするといったことが、本日の議論から、制度整備の大きな方向性として浮かび上がってきたのではないかと思う。

この問題は、年間約 9 億円の機会損失が試算されている地下水利用専用水道にも大きく関わるものであり、次回に少し視点を変えて、改めて審議したいと考えている。

なお、逡増度については、他都市と比較した場合に、京都市は水道がやや高く、下水道が少し低い。これを、他都市の平均に近付けていくということが、一つの目安になる分かりやすい方向であろう。

基本水量については、理論的には説明しづらい制度であるが、一定の社会的な役割は果たしてきた。端的に言えば政策的な配慮を行うための制度的な手段である。現時点では古い制度となっており、中長期的には廃止の方向で考えるのが適当で、それは使用水量の少ない使用者の基本料金を安くするという方向での制度整備になるが、すぐに廃止するのは現実的ではない。なぜなら、基本水量の廃止は従量料金の値上げに繋がる可能性があるからだ。したがって、例えば 5 m³ を一つの区切りとするなど、そのような形で当面残していくのが、一人暮らしの世帯などに対する配慮という観点からは現実的であるように思われる。

水量区画については、小水量の部分に利用者が集中している。現状に見合ったきめ細かな料金体系が利用者には親切で、社会的資源の配分の観点からも望ましいものである。そのような観点からみると、小水量においてはより細かく分割し、大水量についてはより大きく統合していくべきではないかと考えられる。大水量の部分では使用者がまばらなので、細かく区画を区切っても、現実的な意味があまりない。

本日は料金表の基本要素である 4 つの検討項目について審議を行った。次回は残る 4 つの項目、「地下水利用専用水道」「料金の支払方法」「加入金」「資産維持費」を採り上げるとともに、全体を見渡したうえでの御意見なども頂戴したいと考えている。

3 次回の予定

委員長： 次回の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 次回については、既に調整をさせていただいているが、8月27日(月)を予定している。

検討項目は、ただ今御確認いただいたとおり、残る 4 項目と、改めて全体を見渡しての御審議をいただきたい。よろしくお願いします。

4 閉 会